

令和4年9月市議会定例会 提案説明

本定例会に提案いたしました諸議案の説明に先立ちまして、所信の一端を申し述べさせていただきます。

1. はじめに

新型コロナウイルスの猛威は全国的に収まる気配はなく、本市保健所管内においても、今年に入り、先月末までに2万人を超える陽性例が確認されています。

特に7月中旬以降は、全国の感染状況と同様に「B A. 5」系統による感染が急拡大し、医療逼迫から医療の崩壊を招きかねない局面に差し掛かっています。本市保健所も陽性者の爆発的な増加に対応するため、7月から、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町のご協力をいただき保健師の派遣や、東部広域行政管理組合また鳥取県からの事務職員支援を受け、県と県東部1市4町が一丸となって感染拡大防止に取り組んでいるところです。また、他部局からの兼務職員を増員し、最大97人の応援体制に強化するとともに、コロナ対応業務の一部を外部委託して効率化を図るなど、長期化による保健所職員の疲弊の緩和にも取り組みながら、全力で対応しております。

改めて、市民の皆様におかれては、一人ひとりの感染防止対策を徹底していただきたいと思っております。正しいマスクの着用、密の回避、手指消毒、効果的な換気など、基本的な感染予防対策の実施をお願いします。

また、ワクチン接種では、対象となるすべての年代の1回目から4回目までの接種の機会を設け、新聞折り込みなど様々な媒体を使ってPRを行っており、希望される方が円滑にワクチンを接種いただける体制を整えています。

一方で、感染症の動向に細心の注意を払いつつ、収束後を見据えた、地域経済の立て直しと、コロナ禍を教訓とした新しい社会づくりにしっかりと取り組むことが必要です。本年7月には、「明るい未来プラン」を改訂し、デジタル化や脱炭素などの新たな施策を加えるなど、プランの更なるレベルアップを図っており、本定例会には復興・再生を切れ目なく進めるため、商店街の賑わいづくりや、経営の効率化を図る農家への支援などの関連予算を計上しているところです。引き続き、市民の皆様と一緒に、子どもから高齢者まで、すべての世代が将来にわたり安心して暮らし続ける本市の明るい未来を切り拓いてまいります。

議員各位におかれましては、今議会が任期最終の定例会となるわけですが、人口減少、少子高齢化の進行、公共施設の老朽化など、多くの課題を抱える本市にあって、市政のさらなる飛躍と市民生活の向上に多大なご尽力をいただいていたことに対し、深く敬意と感謝の意を表する次第です。また、長引くコロナ禍での切れ目のない緊急対策、さらには将来を見据えた復興、再生の取り組みに対しましても、ご理解とご支援を賜りましたことに重ねて感謝申し上げます。

2. 重点施策の推進

(1) 旧本庁舎・第二庁舎の跡地活用

旧本庁舎・第二庁舎の跡地活用については、オープンスペースとして活用し、行ってみたいくなる、子どもから大人まで楽しめる、居心地の良い広場となるよう具体的な検討を進めています。

6月から7月にかけて、事業者の皆様と直接対話する「サウンディング型市場調査」を実施し、オープンスペースの利用方法や事業内容などについて様々なご意見をいただき、市場性の確認や活用に向けたアイデアを把握することができました。

今後、旧本庁舎等跡地活用に係る基本構想・基本計画を策定し、基本設計を実施するなど、具現化に向けた検討を前進させることとしており、検討内容は適宜、市民の皆様、議員各位へお示しし、ご意見を伺いながら、着実に取り組みを進めてまいります。

(2) 鳥取市公設地方卸売市場の再整備

本市の公設地方卸売市場については、老朽化や耐震性、コールドチェーン機能への対応など、様々な課題を抱えており、昨年2月に『地域経済の持続的発展をけん引していく卸売市場』を将来像とした経営戦略を策定し、現在地での建替えや、閉鎖型施設への転換により高い衛生管理基準をめざすことを方針と定め、再整備事業を進めています。

このたび、施設や設備の性能、事業計画の妥当性などに価格の評価を

加えた公募型プロポーザルを行い、先月3日、事業者選定・選考委員会の審査を経て、優先交渉権者を決定したことから、本議会に、契約締結の議案を上程いたしました。今後も、市場関係者と連携しながら、年度内には基本設計を取りまとめつつ実施設計業務を開始し、令和8年2月末の全面供用開始をめざし、着実に事業を進めてまいります。

3. 地域経済の下支え

感染症の感染拡大に加え、ウクライナ危機による国際経済の変動、原油価格など資源の高騰が重なり、地域経済を取り巻く状況は大変厳しくなっています。地域経済を維持・発展させていくことが、何よりも安定した市民生活の基盤になるとの考えから、本市では4月の臨時補正予算をはじめとして、経営に影響を受けている事業者への応援金、生活支援と需要の底上げ・消費喚起による地域経済の活性化を目的とした、プレミアム付き地域振興チケットの発行、住宅のリフォーム助成、また、市内事業者の事業継続や本市地域経済の持続的な発展を図る、市内製造業の再エネ・省エネ設備の導入支援や、事業転換・新規事業分野の進出への支援など、切れ目のない対策により、地域経済の下支えに取り組んでいるところです。このたびは、鳥取駅前で今月から新たに生まれ変わる丸由百貨店をはじめ、商店街の賑わいづくりや魅力向上を支援するなど、引き続き、将来の地域活性化に向けた取り組みを進めてまいります。

また、物価高騰が続くなか、本市の保育園では給食の食材経費が増加

しており、年度中の急激な食材単価の高騰は、保護者への負担の増加や、給食の質の低下に繋がるのが懸念されます。そのため、私立保育園や認定こども園などの給食費について、その一部を緊急支援することで、保護者が支払う給食費の値上げの抑制と、栄養バランスや質と量を保った給食の実施が継続されるよう努めてまいります。

4. 打って出る観光振興

本市を代表する観光地鳥取砂丘は、先月11日から15日のお盆期間中、昨年の2.8倍とコロナ前に近づく約4万4千人の方に訪れていただき、大変多くの賑わいを見せました。このうち砂の美術館では、7月に第14期展示「砂で世界旅行・エジプト編」を開館し、ピラミッドやスフィンクスといった馴染み深い作品を展示しており、同期間中、約1万5千人の方に観覧いただきました。再来年1月までの会期で、コロナ前の目標である入館者50万人をめざし、誘客に向けた取り組みを進めてまいります。また先月は、「第58回鳥取しゃんしゃん祭」を3年ぶりとなる有観客で開催し、14日の一斉傘踊りでは、ヤマタスポーツパーク陸上競技場を会場に、44連約1,100人の踊り子が感染防止対策を徹底しながら、華麗な傘の一斉美を披露されました。来年以降は、本来の姿である中心市街地での開催をめざし、歴史と伝統ある祭りをしっかりと次の時代へつないでいきたいと考えています。

また、コロナ禍の新しい旅のあり方として、映画、音楽、アニメなど

作品の舞台となった場所や、ゆかりの土地を訪れる「コンテンツツーリズム」が注目されています。プロモーション映像に、本市の秘められた魅力や来訪意欲をかきたてる内容を取り入れ、SNSなどで発信することで、本市への関心度を高めるとともに、それらコンテンツの観光資源化や、その価値の向上を図るなど、アフターコロナを見据えた観光誘客の促進、関係人口の増大に取り組んでまいります。

5. 持続的に成長する農林水産業の構築

農林水産業では、担い手の高齢化や後継者不足、耕作放棄地や管理の行き届かない森林の増加が、本市を含め大きな社会問題となっています。本市における基幹的農業従事者は、2010年からの10年間で36%減の3,721人と大きく減少し、平均年齢は72歳と高齢化が進んでいます。林業・漁業従事者も同様の傾向にあり、また管理の行き届かない人工林は全体の70%にのぼっています。このため、意欲ある担い手への支援や省力化技術の開発・導入により、収益性が高く持続的に成長する農林水産業を構築していくことは喫緊の課題です。

引き続き、生産規模の拡大や、スマート農業の導入をめざす農業者への支援、漁業就業希望者に実施する漁業技術などの研修支援、また、森林環境譲与税の積極的な活用により、ICTなどの先進技術を駆使した森林資源や森林境界情報の管理などの施策を強力に推進し、本市の農林水産業の生産性や収益性を高め、次代を担う若者にも魅力を感じていた

だき、就業につながるよう積極的な取り組みを行ってまいります。

6. 新成人を応援するまち

本年4月1日から成人年齢が引き下げられました。この改正を受け、このたび新たに成人年齢となられる方に、大人としての自覚や社会への参加を促していく、新たな事業に取り組みたいと考えています。

本年度は、18歳と19歳の方から、故郷への思いや人々への感謝を切り取った画像をインターネットなど通じて収集し、高校生や地元アーティストの方とモザイクアートを制作して発表することを計画しており、社会に旅立つこの時期に、社会に対しメッセージを届けることで、大人への自覚を促すとともに、故郷を知り考えていただく良い機会になるのではないかと考えています。

また参加される若者には、新成人の心得を記載した公共施設の無料入場券をプレゼントし、対象施設には記念写真スポットの看板を設置するなど、思い出づくりもしていただきたいと考えており、本市の将来を担う青少年の育成に、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

7. 青谷上寺地遺跡の魅力発信

本市の青谷上寺地遺跡は、「地下の弥生博物館」といわれ、多様な木製品や、弥生人の脳が出土するなど、日本の弥生時代を知るうえで欠かすことのできない貴重な文化財として、平成20年に国の史跡に指定され

ています。本市では、合併前の青谷町の時代から県と共同で調査や活用に取り組んでおり、令和2年度からは、国の補助を受けて「青谷かみじち史跡公園」の整備工事が始まり、令和5年秋には、展示ガイダンス施設や、弥生の自然景観体感地区がオープンする予定です。これにより、青谷上寺地遺跡の魅力や文化財的価値のさらなる発信につながるものと期待しています。

この施設のプレオープンイベントとして、本年11月に県と市が合同で「とっとり弥生の王国青谷かみじちフェスタ」を開催することとしており、その模様についてFM鳥取で公開放送を行い、遺跡や地域の魅力について情報発信することにより、知名度の向上と地域の活性化を図ります。また、歴史資産を活用した新たなカリキュラムを創設し、専門的な考古学の学習環境の整備を進めている青谷高等学校に、遺跡学習を履修するため県外から入学した生徒の生活支援を行うことにより、将来の地元就労や地域貢献など、青谷上寺地遺跡を活用した地域振興につなげてまいります。

8. 令和3年度の決算

令和3年度の一般会計の歳出は、コロナ対策で過去最大となった令和2年度に続く2番目の1,204億円となりました。国の施策に速やかに呼応して、17回にわたり緊急対策予算を計上し、切れ目のない本市独自の様々な取り組みを行いつつ、旧本庁舎・第二庁舎の跡地活用をは

はじめとした重点施策を着実に進めるとともに、7月大雨や12月大雪への対応など防災・減災対策、全市光回線化などデジタル化の加速、さらには地域共生社会の実現など、将来を見据えた持続可能なまちづくりに取り組みました。歳入面では、回復基調にある市税、緊急対策で増額となった地方交付税のほか、国の臨時交付金を最大限活用しました。

また、基金に依存しない予算編成を進めるとともに、交付税措置率が高く市の実質的な負担が少ない市債を厳選し発行するなど、財政健全化に意を用いた財政運営に努めました。

これにより、一般会計のほか15の特別会計において全て黒字決算となったことに加え、実質公債費比率は0.7ポイント改善し8.9%に、将来負担比率も4.6ポイント改善し63.8%となるなど、いずれも国が示す健全化の判断基準を大幅に下回っており、これまで進めてきた行財政改革の成果が着実に現れているものと考えています。

引き続き、コロナ禍からの脱却、そして将来を見据えた復興・再生に向けて、しっかりと取り組みを進めてまいります。

9. 議案の説明

それでは、本定例会に提案いたしました諸議案につきまして説明申し上げます。

議案第112号から議案第115号までは、一般会計及び特別会計の補正予算でありまして、ただいま申し述べました施策に関連した経費な

どを計上しております。

議案第116号から議案第120号までは、一般会計及び特別会計並びに企業会計の令和3年度決算等について、議会の認定に付す案件です。

議案第121号は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業取得要件の改正など所要の整備を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第122号は、地方公務員等共済組合法の一部改正に伴い、鳥取市職員互助会による福祉制度の適用対象外となる者を定めるため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第123号は、申請があった際又は当該申請に係る書類の交付の際に手数料を徴収することが困難な事務について、後納することができる事務として規定するため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第124号は、本市と鳥取県との間における県立青谷かみじち史跡公園の設置に用いる土地の管理に関する事務の委託に関し、県と協議を行うことについて、必要な議決を求めるものです。

議案第125号は、本年4月に福部地域が過疎地域に追加されたことなどにより、鳥取市過疎地域持続的発展計画を変更するため、必要な議決を求めるものです。

議案第126号は、鳥取市鳥取砂丘砂の美術館の指定管理者として、鳥取砂丘砂の美術館活性化共同企業体を定めるため、必要な議決を求めるものです。

議案第127号は、鳥取市公設地方卸売市場再整備事業の業務委託契約の締結について、必要な議決を求めるものです。

議案第128号は、鳥取市営住宅長瀬団地建替え事業契約の変更について、必要な議決を求めるものです。

議案第129号は、鳥取市民体育館再整備事業契約の変更について、必要な議決を求めるものです。

議案第130号は、鳥取市立浜坂小学校校舎増築（建築）工事請負契約の変更について、必要な議決を求めるものです。

報告第14号は、鳥取市土地開発公社など19法人から、令和3年度の経営状況を説明する書類が提出されましたので、地方自治法の規定により報告するものです。

報告第15号は、公立大学法人公立鳥取環境大学評価委員会から、公立鳥取環境大学の令和3年度における業務の実績及び第2期中期目標期間に係る業務の実績（見込）に関する評価報告がありましたので、地方独立行政法人法の規定により報告するものです。

報告第16号及び報告第17号は、令和3年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率を監査委員の審査に付しましたので、その意見を付けて報告するものです。

以上、今回提案いたしました議案につきまして、その概要を説明申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。